

岸和田市立小中学校の適正規模及び適正配置について（答申）

（案）

令和元年〇月

岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会

目次

はじめに	1
第1章 適正規模・適正配置を検討する際の基本的な考え方	1
第2章 市立小中学校の現状と学校規模	2
第3章 学校規模・配置適正化に関するアンケート調査結果	3
第4章 小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方	6
第5章 適正配置の具体的方策と留意点	10
第6章 適正規模・適正配置の基本手順	13
第7章 今後の教育のあり方を踏まえた教育環境の整備	14
おわりに	15

参考資料

資料1 諮問書（写）

資料2 岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会規則

資料3 岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会委員

資料4 審議会開催経過・審議内容

資料5 令和元年度 学校基本調査による学級数・児童・生徒数

資料6 児童生徒数推計表（R2～R7 年度）

はじめに

岸和田市教育委員会は学校教育の現状や課題を踏まえ、これからの小中学校のより良い教育環境の整備と充実した学校教育を実現するために、適正な学校の規模や配置について検討することとなったことを受けて、岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会は、平成 30 年 10 月に次の事項について岸和田市教育委員会から諮問を受けました。

以来、本審議会は市立小中学校の現状や今後の児童生徒数の推移、教職員・保護者児童生徒のアンケート調査結果などを基に、これからの教育情勢、社会情勢の動向、地域の実情なども考慮し、令和元年 10 月までに計 8 回の議論を慎重に重ねてきました。

このたび、この諮問について、岸和田市の小中学校の適正規模や適正配置にかかる基本的な考え方を取りまとめたので、ここに答申します。

諮問事項

1. 岸和田市立小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方について
2. 適正な学校規模を確保するための適正配置の具体的方策について

第 1 章 適正規模・適正配置を検討する際の基本的な考え方

本審議会において、小中学校の適正な規模や配置についての議論を進めるうえで、前提となる基本的な考え方は次のとおりです。

(1) 「これからの子どもたちにとってより良い教育環境」の視点で議論する。

次の時代を担う岸和田の子どもたちにとって、より良い教育環境とはなにかという視点に立ち、適正な学校の規模や配置について議論を進める。

(2) 現行の法令に基づく制度の中で適正規模・配置について議論する。

適正な学校規模の考え方や配置の方策については、あくまでも現行の法制に基づき議論するものです。また、本答申における「学校規模」とは、基本的に「各学校の学級数（通常学級数）の多寡」を指します。ゆえに、学級編制標準の変更といったように、国の法令や制度が改正されると、今回取りまとめた適正規模の定義も変更される可能性があります。

(3) 個別の校区や学校の今後のあり方については議論しない。

本審議会は、教育的な視点に立ち、今後の市全体の小中学校の適正規模や配置について諮問を受けたため、個別の校区や学校を挙げて今後のあり方を議論するものではありません。

第2章 市立小中学校の現状と学校規模

(1) 児童生徒数及び学級数の推移

① 児童生徒数

小学校の児童数は、昭和 55 年の 20,060 人をピークに、令和元年度では 10,309 人に減少し、ピーク時の約 50%になっています。また、中学校の生徒数は、昭和 61 年の 10,260 人をピークに、令和元年度では 5,112 人に減少し、小学校と同様に、ピーク時の約 50%となっています。今後の将来推計においても小中学校ともに減少傾向が続くと見込まれます。

② 学級数（通常学級）

小学校の学級数は、昭和 55 年の 509 学級をピークに、令和元年度では 320 学級に減少し、ピーク時の約 60%になっています。中学校の学級数は、昭和 61 年の 238 学級をピークに、令和元年度では 139 学級に減少し、小学校と同様にピーク時の約 60%となっています。今後の将来推計においても小中学校ともに減少傾向が続くと見込まれます。

【児童生徒数・学級数の推移】（学校基本調査及びコーホート要因法による将来推計より）

		S55	S61	H12	H22	R1	R5	R10	R20
小学校	児童数	20,060	16,371	12,841	12,645	10,309	9,664	9,300	9,455
	学級数	509	435	387	398	320	317	316	309
中学校	生徒数	8,848	10,260	6,278	6,202	5,112	4,957	4,488	4,491
	学級数	210	238	175	175	139	140	129	129

(2) 学校規模の推移

① 小学校の推移

11 学級以下の学校は、昭和 55 年は 2 校でしたが、その後徐々に増加し、令和元年度では 24 校中 8 校となっています。19 学級以上の学校は、昭和 55 年は 14 校でしたが、令和元年度では 4 校となっています。今後もさらに小規模化が進み、全学年が単学級や、複式学級※が生じる学校も想定されます。

※複式学級：2 つの学年の児童・生徒を 1 つに編制した学級。

小学校では 2 学年あわせて 16 人以下（1 年生を含む場合は 8 人）、中学校では 2 学年あわせて 8 人以下を国の標準としている。

【小学校】

学級数	S55	H2	H12	H22	R1	R10	R20
6 学級以下	0 校	1 校	2 校	2 校	5 校	7 校	8 校
7～11 学級	2 校	2 校	3 校	5 校	3 校	1 校	0 校
12～18 学級	7 校	1 0 校	1 1 校	6 校	1 2 校	1 1 校	1 2 校
19 学級以上	1 4 校	1 1 校	8 校	1 1 校	4 校	5 校	4 校
合計	2 3 校	2 4 校	2 4 校	2 4 校	2 4 校	2 4 校	2 4 校

② 中学校の推移

11 学級以下の学校は、昭和 55 年は 1 校のみでしたが、その後徐々に増加し、令和元年度では 11 校中 4 校となっています。19 学級以上の学校は、昭和 55 年は 8 校でしたが、令和元年度では 1 校のみとなっています。法改正が行われなければ、今後も同程度の学校規模で推移するものと想定されます。

【中学校】

学級数	S55	H2	H12	H22	R1	R10	R20
6 学級以下	0 校	1 校	1 校	1 校	2 校	2 校	2 校
7～11 学級	1 校	0 校	0 校	1 校	2 校	2 校	2 校
12～18 学級	0 校	3 校	6 校	6 校	6 校	6 校	7 校
19 学級以上	8 校	6 校	4 校	3 校	1 校	1 校	0 校
合計	9 校	1 0 校	1 1 校	1 1 校	1 1 校	1 1 校	1 1 校

第 3 章 学校規模・配置適正化に関するアンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

① 目的

岸和田市立小中学校の適正な規模や配置を検討するにあたり、法令等による基準だけでなく、市の特色や実情を踏まえるための参考として、学校現場に最も関わる教職員、保護者、児童生徒の意見を集約する。

② 対象者

- 市内各小中学校の校長、教頭、各学年クラス担任を持つ教職員（約 540 名）
- 各小学校 6 年 1 組の児童とその保護者、各中学校 3 年 1 組の生徒とその保護者（約 2,300 名）

③ 調査期間・方法

- 期間：平成 30 年 9 月 6 日（木）～平成 30 年 9 月 26 日（水）
- 方法：学校を通じ教職員、保護者、児童生徒へ配布、回収。教育委員会で集計。

④ 回収率

- 配布数：2,858 名 ○回収数：2,470 名 ○回収率：86.4%

(2) 調査結果① ～学校規模の違いによるメリット、デメリット～

本アンケート調査の結果から、学校規模の違いによるメリット（良いところ）やデメリット（課題があるところ）について、概ね次のような傾向が確認されました。

① 6～11 学級（小規模校）のメリット（良いところ）

- 児童一人ひとりに目が行き届き、きめ細かな指導が行われている。
- 学校が一体となって活動しやすい。
- 運動場や体育館、特別教室、教材備品など余裕を持って利用できる。
- 色んな学年の児童生徒とふれあう機会が多い。

② 6～11 学級（小規模校）のデメリット（課題があるところ）

- クラス替えができないので、人間関係が固定化している。（たくさんの友達を作りにくい）
- 集団による競い合いや、切磋琢磨する機会が少ない。
- 校務分掌や、PTA 活動等の負担が大きい。
- 中学校においては、部活動に制約があり、選択の幅が狭い。

③ 19～24 学級（大規模校）のメリット（良いところ）

- クラス替えにより人間関係がふくらみ、友達がたくさんできる。
- 学校全体に活気がある。
- 運動会や学習発表会等の学校行事が盛り上がる。

④ 19～24 学級（大規模校）のデメリット（課題があるところ）

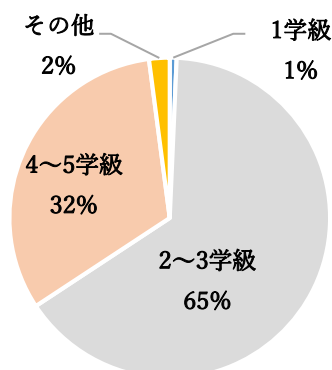
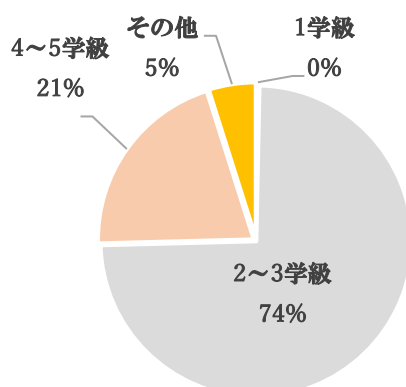
- 運動場や体育館が過密になり、活動に制限が生じやすい。
- 同学年でもお互いの顔や名前を知らない等、児童生徒間のつながりが弱い。
- 何か問題があった時に、先生に気づかれにくい。

(3) 調査結果② ～子どもたちにとって望ましい1学年あたりの学級数～

【小学校】

(教職員)

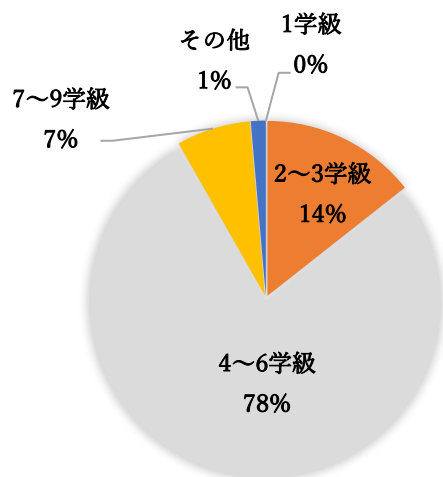
(保護者)



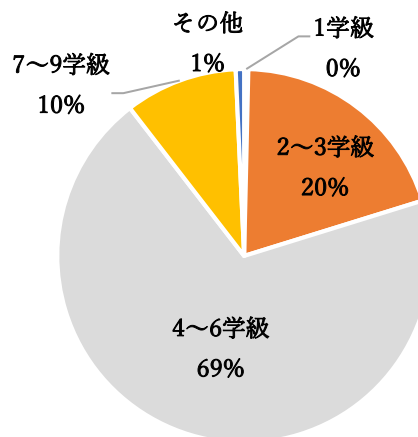
教職員、保護者ともに「2～3 学級」とした割合が最も高く、全体の約 7 割を占めた。

【中学校】

(教職員)



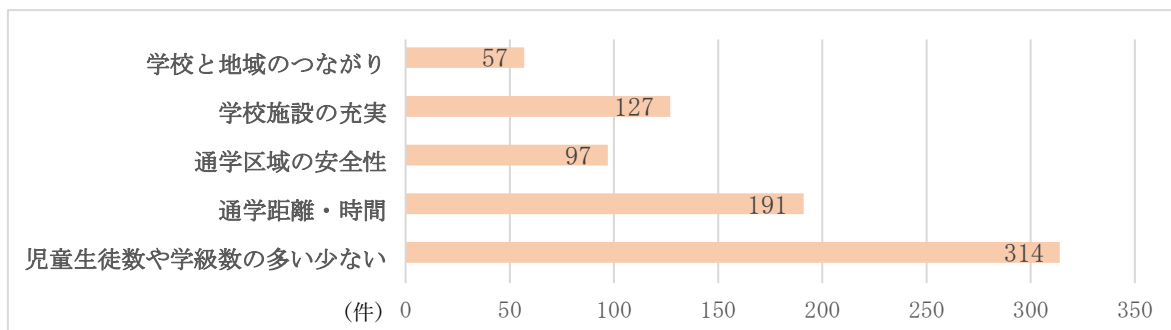
(保護者)



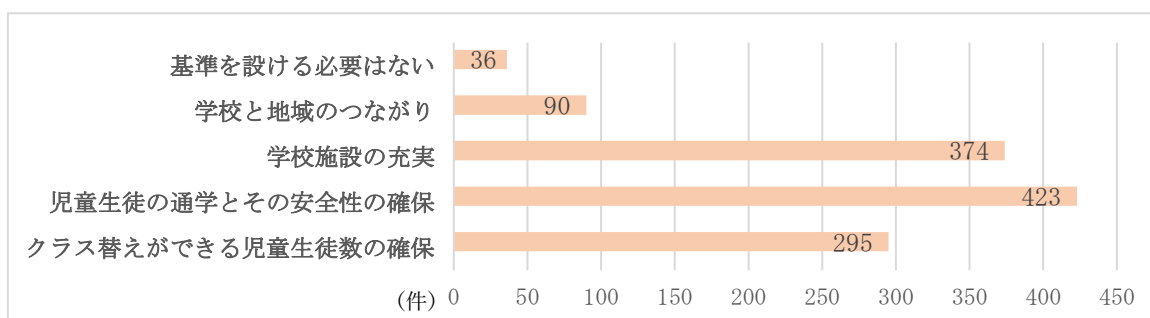
教職員、保護者ともに「4~6 学級」とした割合が最も高く、全体の約 7 割を占めた。

(4) 調査結果③ ～学校の適正規模・配置を検討する上で、重視すべき点～

【教職員（小学校・中学校）】



【保護者（小学校・中学校）】



教職員では、「児童生徒数や学級数の多い少ない」の割合が最も高く、保護者は「児童生徒の通学とその安全性の確保」の割合が最も高い。

(5) 調査結果④ ～適正な学校規模・配置に関する自由意見～

【小学校についての主な意見】

○学級人数の見直しを図るべき。

(1 クラスの人数を減らす。35 人や 30 人程度の学級にする。40 人は多い。)

○5～10 年計画で適正化の方針を示し、地域へ丁寧な説明を行う。

○公立学校は地域に根ざした教育環境であり、安易な合併は適さない。

○地域性や学校の歴史的背景よりも、「子どものために」を 1 番に考えるべき。

【中学校についての主な意見】

○学級人数の見直しを図るべき。

(1 クラスの人数を減らす。35 人や 30 人程度の学級にする。40 人は多い。)

○地域の学校という意識が強いので、統廃合は困難ではないか。

○地域とのつながりも大事だが、学年 1 クラスの学校が 2 つ、3 つ出てくるのは防
ぐべき。

第 4 章 小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方

学校規模は、児童生徒のより良い教育環境を整えるための基本的な条件であるため、本審議会では国の標準や、アンケート調査結果などを踏まえ、議論を重ねた結果、岸和田市の小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方については次のとおりとします。

(1) これからの教育から考える適正な学校規模の基本的な考え方

① 児童生徒は、集団生活の中で豊かな人間関係を築きながら社会性や協調性を身につけることができる。そのためには、一定の集団規模を持つことが望ましい。

② クラス替えは、人間関係に変化を持たせることができ、また自分自身を再発見するとともに友達がたくさんできる機会となる。このため、各学年に複数の学級を確保することが望ましい。

③ 新しい学習指導要領でも重要な要素とされている、児童生徒の思考力・判断力・表現力を育成するために、多様な学習形態を取り入れた教育を可能にする学校規模が望ましい。

④ 経験、教科、特性などの面で教員がバランスよく配置され、また学年別や教科別の教員同士で相談がしやすく、円滑な学校運営を行うことができる学校規模が望ましい。

⑤ 運動会（体育祭）や学習発表会、中学校の部活動等様々な学校教育活動の充実を図るためにも、一定程度の生徒数と教職員数が確保された学校規模が望ましい。

(2) 小中学校の適正規模の考え方について

(1) の基本的な考え方を踏まえ、小中学校の適正規模の考え方については次のとおりとします。なお、「適正規模」とは標準的な目安であり、「適正規模」以外の学校が不適正ということではありません。それぞれの規模による特色を考慮しながら、より良い教育環境への配慮が必要であると考えます。

① 望ましい学校規模

○小学校

小学校では、多様な人間関係を築くうえでクラス替えを可能とし、また同学年に複数教員を配置するうえでも通常学級で1学年2学級～3学級、全学年で12～18学級が望ましい。

○中学校

中学校では、教科担任制であることから、生徒の学習等に影響がないよう、全教科に十分な教員配置を行う必要性や、多様な部活動を可能にするうえでも一定数の生徒と教職員を確保する必要がある。

よって、通常学級で1学年4学級～6学級、全学年で12～18学級が望ましい。

② 望ましい学級規模

国の「手引」（「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」平成27年1月）では、学校規模を検討するにあたり、学級は児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、学級規模(1学級の児童生徒数)を考慮することも極めて重要であるとしています。アンケート調査結果からも、よりきめ細やかな指導を行ううえでも少人数の学級を望む意見が出されました。以上のことを踏まえ、1学級あたりの望ましい学級規模の目安については次のとおりとします。

○小学校

1学級あたり実人数で25人～35人程度が望ましい。

○中学校

1学級あたり実人数で25人～35人程度が望ましい。

③ 学級編制の基準について

小中学校の学級編制については、国の法令や大阪府の基準により下記のとおり定められています。

【大阪府の通常学級の編制基準】

小学校1年生・2年生：35人

小学校3年生～6年生：40人

中学校1年生～3年生：40人

よって、岸和田市においても国・府の標準・基準を基本としますが、「主体的・対話的で深い学び」を実現するためのよりきめ細やかな教育指導の充実に向けて、引き続き全学年 35 人学級編制の実施を国や府へ要望する必要があると考えます。

【岸和田市における小中学校の適正規模の考え方】

	望ましい学校規模 (A)	望ましい学級規模 (B)	1 校あたりの 望ましい 児童生徒数 (A×B)	大阪府の 学級編制基準
小学校	1 学年 2～3 学級 全学年 12～18 学級 (通常学級)	1 学級あたり実人数 25 人～35 人程度	300 人～ 630 人 程度	1 年・2 年：35 人 3 年～6 年：40 人
中学校	1 学年 4～6 学級 全学年 12～18 学級 (通常学級)	1 学級あたり実人数 25 人～35 人程度	300 人～ 630 人 程度	1 年～3 年：40 人

④ 学校規模の適正化の検討が必要な範囲について

上記の、「岸和田市における小中学校の適正規模の考え方」に基づき、今後適正化の検討を進めていく学校規模の範囲を次のとおりとします。また、今後 5 年先の児童生徒数の推計から下記の範囲に該当することが見込まれる場合は、その段階から検討を進めていくものとします。

【学校規模の適正化を検討する範囲】

区分		適正化を検討する範囲
小規模校	小学校	単学級の学年が過半数となる場合※1
	中学校	8 学級以下※2
大規模校	小学校	25 学級以上
	中学校	

(※1) 単学級の学年が過半数であっても、例えば学校全体の学級数が 10 学級ある場合などは、適正化検討の要否について、対象校区の保護者や地域住民とともに状況に応じて判断する。

(※2) 教科担任制の観点から、全教科に十分な教員配置を行う必要性や、多様な部活動の確保等を考慮。

(小学校の例：適正化を検討する場合)

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
1 学級	1 学級	1 学級	2 学級	1 学級	2 学級	8 学級

(小学校の例：状況に応じて適正化検討の要否を判断する場合)

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
3 学級	3 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	10 学級

(中学校の例：適正化を検討する場合)

1 年生	2 年生	3 年生	合計
2 学級	3 学級	3 学級	8 学級

〔「大阪府の中学校教員配当基準」の一例〕

学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	計
5	11	1	1	13
8	15	1	1	17
9	17	1	1	19
10	18	1	1	20
11	19	1	1	21
17	28	1	1	30

8 学級では校長、教頭を除くと 13 名の教員配置となる

8 学級以下の学校では十分な教員配置が難しくなる

(各学校規模における教科別教員配置の例)

学級数 (通常学級)	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	体育 (男)	体育 (女)	技術	家庭	合計
5	2 名	1 名	1 名	1 名	1 名		1 名	1 名	1 名			9 名
8	2 名	2 名	2 名	2 名	2 名			1 名	1 名		1 名	13 名
9	2 名	2 名	2 名	2 名	2 名	1 名	1 名	1 名	1 名		1 名	15 名
10	2 名	2 名	2 名	2 名	2 名	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	16 名
11	3 名	2 名	2 名	2 名	2 名	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	17 名
17	3 名	3 名	3 名	3 名	3 名	2 名	1 名	3 名	3 名	1 名	1 名	26 名

⑤ 今後の児童生徒数の推移により検討する範囲

①で規定した、望ましい学校規模の目安を超えるものの、文部科学省における大規模校の基準（25 学級～30 学級）まで達していない、19 学級～24 学級の学校については、児童生徒数のこれまでの推移や、これからの将来推計、学校規模に起因する教育課題等を把握しつつ、それぞれの状況に応じた検討が必要であると考えます。

第5章 適正配置の具体的方策と留意点

学校教育の充実と、児童生徒により良い教育環境を整備し、適正な学校規模を実現するための具体的な方策については、「通学区域の見直し」と「学校の統合」（新設を含む）の2つが考えられます。なお、個別の地域の適正配置策の検討を行う際は、保護者、地域住民と共に議論を進めていく必要があり、子どもたちの学校生活や、地域との関わりなどに配慮する必要があると考えます。

(1) 適正配置の具体的方策

① 通学区域の見直し

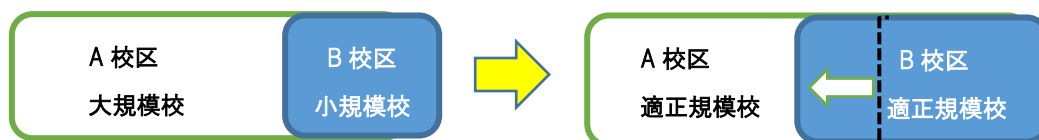
適正化を検討する範囲にある学校の通学区域と、隣接する学校の通学区域の一部を変更することで、学校規模の適正化を図ります。**これは、大規模校の適正化を検討する際にも有効な方策であると考えます。**

利点

- ・施設整備を伴わず、既存の建物を利用するので、比較的短期間で適正化が実現する。
- ・大規模校と小規模校の適正化が同時に実現できる。

課題

- ・隣接する学校が小規模校同士や大規模校同士であると、通学区域の見直しでは適正化が図れない可能性がある。
- ・地域の町会や、市民協議会との整合など、既存の地域組織との総合的な調整が必要である。



② 学校の統合

適正化を検討する範囲にある学校が、隣接する学校と統合することによって学校規模の適正化を図ります。その手法には多様な形態が考えられますが、その一例として例①から例③を示します。

利点

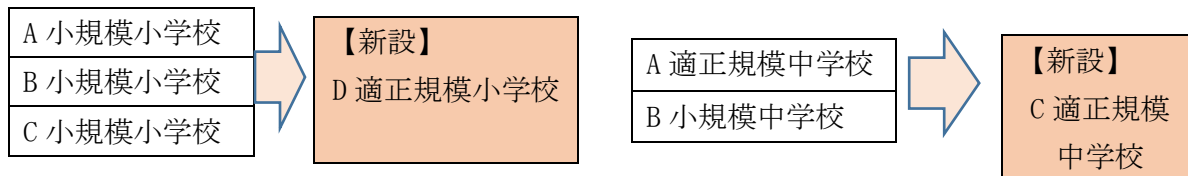
- ・隣接する校区に大規模校が存在せず、通学区域の見直しだけでは適正化が困難な場合に有効である。
- ・例③の場合、これまでの学校施設の形態から大きく変わるが、児童生徒の一貫した学びと育ちといった学校教育の充実が期待できる。

課題

- ・例②の場合、適正化の対象となった小規模校については、既存の適正規模校に吸収される側になるため、統合による児童生徒の心理的な負担が懸念される。

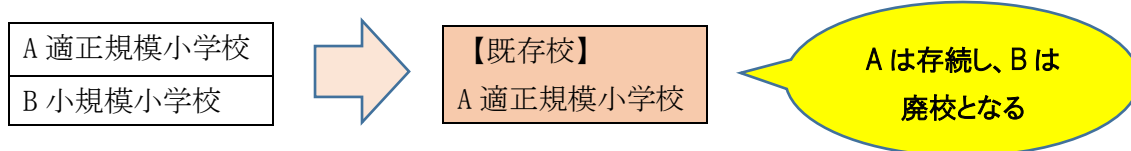
- ・例③の場合、小学校と中学校の節目がなくなるなどといったこれまでの学校運営のあり方が大きく変わるため、諸課題に対する対応策を検討したうえで、市として小中一貫校についての基本的な考え方を定める必要がある。

《例① 小学校同士、中学校同士の統合で学校を新設》

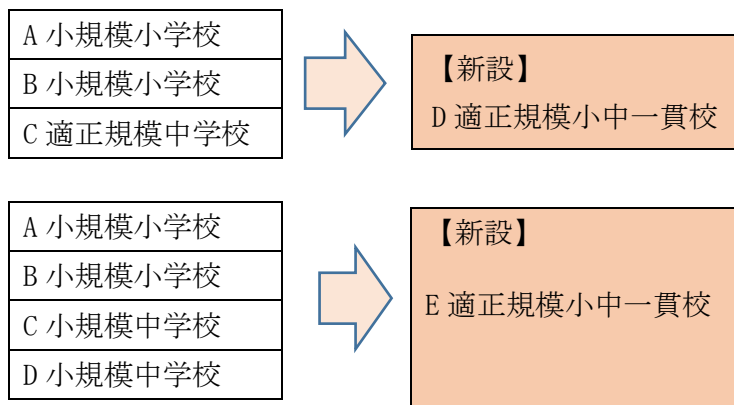


《例② 小学校同士、中学校同士の統合だが、既存の適正規模校に統合》

(校名変更の可能性はあり。)



《例③ 小学校と中学校を同じ敷地に統合し、施設一体型等の小中一貫校※1を新設》



(※1) 施設一体型等の小中一貫校

小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す「小中一貫教育」を行う学校形態。小学校と中学校を同敷地内の1つの施設内に設置する「施設一体型」、同敷地内で、小学校と中学校の建物をそれぞれ別に設置する「施設併設型」がある。また、小学校と中学校の校舎が別の敷地で設置のまま「小中一貫教育」を行う「施設分離型」もある。

③ 教育環境や学校教育の充実を踏まえたその他の方策

適正な学校規模の実現に向けた方策について、保護者、地域住民と議論を進めていく中で、「通学区域の見直し」と「学校の統合」以外の方策が挙げった場合も、子どもたちの教育環境や学校教育の充実のためにという視点に基づいて、地域の皆さんと話し合うことが大切であると考えます。

(2) 適正化を図る際の共通課題

- 通学路が変更になる場合や、通学距離・時間が長くなる場合がある。
- 学習環境や人間関係が変わることで、児童生徒の心理面での負担が懸念される。
- 学校と地域との関係が希薄化することが懸念される。



想定される様々な課題を洗いだし、それらに対応する方策や体制の構築が必要である。

(3) 適正化を図る際の留意点

① 通学路の安全確保

新たな通学路の設定にあたっては、保護者や地域の方とともに安全上の検証を十分に行い、要注意個所の把握・周知を徹底する必要があります。また状況に応じて、道路関連部局や警察等とも連携して、スクールゾーンの再設定を行うとともに、カーブミラー、横断歩道や信号機等の整備を行う必要があります。

② 通学距離・時間の配慮

通学区域の変更や、学校の統合により、通学距離や時間が長くなる場合は、児童生徒の身体的負担が過度とならないよう配慮する必要があります。

障がいのある児童生徒においては、通学距離や時間が長くなることにより、一人で通学することが困難になることも想定されるため、そのような児童生徒への対応を含めて、スクールバス等多様な交通手段を活用し、可能な限り通学時間が短くなるよう配慮する必要があります。その他、変更に伴い生じる子どもの安全上の配慮の必要性について、十分な検討を行う必要があります。

また、国が現行の法令（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年6月公布））で示す適正な通学距離は、小学校が4km以内、中学校が6km以内とされていますが、この基準の上限である4km、6kmの通学距離は子どもたちにとって相当な負担になると考えます。よって国が基準とする考え方にとらわれず、各地域の状況に応じて柔軟な対応が必要であると考えます。

③ 児童生徒の環境変化への配慮

通学区域の変更や、学校の統合により、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、新たな学校生活を円滑に送ることができるよう配慮する必要があります。

例えば ① 再編前に学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流を行う。

② 再編前にPTAや子ども会活動の交流を行う。

③ 再編前から在籍している教職員を再編後の学校にも一定数配置する。

④ 児童生徒や保護者の不安や悩みを把握するアンケートを実施する。
などの工夫を、十分な期間を設けて事前準備を行う必要があります。特に障がいのある児童生徒に対しては、一貫した支援を継続して行うために、一層きめ細やかな配慮をする必要があります。

④ 保護者や地域の方々の理解、協力と魅力ある学校づくり

適正化にあたっては、保護者や学校関係者、教育委員会がより良い教育環境を整えるための思いを共有し、**また、これまでの小中学校設置の歴史的な経緯も踏まえ、**理解と協力を得ながら進めていく必要があります。また岸和田は古くからだんじり祭りを中心として文化が栄え、地域コミュニティについても祭りの町単位を基本に確立し、現在の校区編制もそれが基礎となっています。自町意識が強いという岸和田独自の歴史的な背景なども踏まえつつ、地域と学校が両輪となって、魅力あるこれからの学校の将来ビジョンを描くことが大切であると考えます。

⑤ 地域活動の拠点としての学校

学校は、教育施設としての機能だけではなく、防災や文化の拠点としての機能も有していることから、仮に統合等の検討を行う際は、地域活動の拠点としての学校施設のあり方について十分検討するとともに、地域活動が後退することのないよう配慮する必要があります。

第6章 適正規模・適正配置の基本手順

学校規模や配置の適正化を円滑に進めるためには、第5章で述べたとおり、適正化を図る際の留意点に配慮しながら、地域説明会等を通して、手法や検討期間等の情報を丁寧に発信し、適正化の基本手順についての共通理解を図る必要があります。

(1) 検討から適正化までの手順及び期間

① 通学区域の見直しにより適正化を図る場合

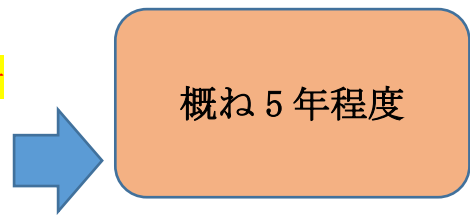
- ・ 保護者、地域等の意見の把握
- ・ 保護者、地域等の意見調整
- ・ 通学区改正審議会による新たな通学区域の検討
- ・ 議会等との調整
- ・ 新たな通学区域の決定
- ・ 地域説明会



概ね3年程度

② 統合により適正化を図る場合

- ・保護者、地域等の意見の把握
- ・保護者、地域等の意見調整
- ・通学区改正審議会による新たな通学区域の検討
- ・統合準備委員会（仮称）の設置
- ・個別の再配置計画の策定
- ・対象校同士の相互交流
- ・議会等との調整
- ・地域説明会
- ・基本設計、実施設計、建設工事（新設の場合）



上記に示している適正化までの期間は標準的な目安であり、保護者や地域住民との協議に時間を要する場合は、さらに期間を設けて検討を進めていくことが重要であると考えます。

第7章 今後の教育のあり方を踏まえた教育環境の整備

(1) 市の教育大綱や今後の教育ビジョンとの整合

子どもたちのより良い教育環境という視点でこれからの学校のあり方を考える際は、市は今後どのような教育の中身を描くのかといった教育ビジョンと関連付けて検討する必要があります。具体的には、少子化が進み児童生徒の数が減ってきているので統合を検討するといった理由だけでなく、適正化の検討を市が目指す子ども像や子どもたちに新しく求められている学力観や多様な能力を育むための機会として捉え、積極的に学校教育の充実という方向に結び付けるべきと考えます。

(2) 小中一貫校を検討する際の留意点について

適正な学校規模を確保するための方策の一つとして、「施設一体型等小中一貫校」の例を示しましたが、これは小中学校の教育課程や教育活動等これまでの学校運営のあり方を大きく変える形態になります。よって、まずは市として小中一貫教育の教育的意義と課題について、時間をかけて丁寧に研究する必要があります。

(3) きめ細やかな教育指導の充実に向けて

児童・生徒一人ひとりに応じた学習を大切にし、確かな学力の育成を図るうえで学級規模の考え方も大切になります。第4章で記載のとおり、学級編制の標準・基準については法令や府の基準で定められていますが、今後も少人数学級編制の実施を国や府へ要望する必要があると考えます。

おわりに

教育委員会からの諮問を受け、本審議会では、次の時代を担う岸和田の子どもたちにとって、より良い教育環境とはという視点に立ち、議論を進めてきました。今回、アンケート調査結果や学校現場の校長先生方のご意見等も踏まえ、小・中学校の適正な学校規模や配置についての基本的な考え方を示すに至りました。

今回の答申において、適正規模の考え方については標準的な目安を示したものであり、適正配置については現時点で考えられる方策を示したものであります。今後の具体的な検討にあたっては、保護者、地域住民に丁寧な説明を行い、理解を得たうえで、地域と学校が両輪となって進めていくべきということと言うまでもありません。また、岸和田の将来を担う市民を育てるという観点から、児童・生徒の意見を十分に聞く機会を設けることも重要であると考えます。

学校の主役は子どもたちです。子どもたち一人一人が社会の変化に対応し、次の時代を担う「生きる力」を育み、望ましい人間形成を図っていくうえで、学校教育の充実と結びつけたこれからの学校づくりはどうあるべきかという視点に立ち、今後の岸和田の小・中学校のより良い教育環境が整備されることを期待します。

参考資料

- 資料 1 諮問書（写）
- 資料 2 岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会規則
- 資料 3 岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会委員
- 資料 4 審議会開催経過・審議内容
- 資料 5 令和元年度 学校基本調査による学級数・児童・生徒数
- 資料 6 児童生徒数推計表（R2～R7 年度）

岸教教総第 351 号
平成 30 年 10 月 13 日



岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会
会 長 久保 富三夫 様

岸和田市教育委員会
教育長 樋口 利彦

諮 問 書

岸和田市立小・中学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会規則第 2 条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1. 岸和田市立小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方について
2. 適正な学校規模を確保するための適正配置の具体的方策について

岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、教育長の諮問に応じて、市立幼稚園、小中学校の規模及び配置の適正化に関する事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体もしくは関係団体の代表者
- (3) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する翌年度の末日までとする。ただし、第2条の諮問事項に関する審議が終了した場合は、その終了した日までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、教育総務部総務課に置く。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、教育長が会議を招集する。

岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会委員

(50 音順)

氏名	ふりがな	所属	備考
井上 實	いのうえ みのる	元小学校長	
今西 恒毅	いまいし つねき	岸和田障害者・児関係団体連絡協議会代表	
浦嶋 敏之	うらしま としゆき	関西外国語大学英語キャリア学部教授	副会長
城戸 政則	きど まさのり	岸和田市 PTA 協議会代表	
久保 富三夫	くぼ ふみお	立命館大学大学院教職研究科教授	会長
中牟田 良子	なかむた りょうこ	岸和田市 PTA 協議会代表	
野内 真佐子	のうち まさこ	岸和田市 PTA 協議会代表	
藤原 修身	ふじわら おさみ	岸和田市町会連合会代表	
藤原 亨	ふじわら とおる	岸和田市民生委員児童委員協議会代表	
松山 裕美子	まつやま ゆみこ	岸和田市 PTA 協議会代表	

○委嘱年月日

平成 30 年 10 月 13 日（但し、城戸委員は令和元年 5 月 27 日）

岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会 開催経過・審議内容

	開催日	内容
第1回	平成30年10月13日	(1) 会長及び副会長の選出 (2) 諮問について (3) 岸和田市の人口及び児童生徒数・学級数 (4) 小・中学校の適正な学校規模
第2回	平成31年1月31日	(1) アンケート調査結果【小学校】 (2) 小学校の適正な学校規模
第3回	平成31年3月25日	(1) アンケート調査結果【中学校】 (2) 中学校の適正な学校規模
第4回	令和元年5月27日	(1) 小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方
第5回	令和元年7月18日	(1) 小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方 (2) 適正な学校規模を確保するための適正配置の 具体的方策 (3) 適正化の際の留意点や実施手順
第6回	令和元年8月16日	(1) 適正配置の具体的方策と留意点、実施手順 (2) 今後の教育のあり方を踏まえた教育環境の整備 (3) 答申（案）の構成
第7回	令和元年9月19日	(1) 答申（案）について
第8回	令和元年10月28日	(1) 答申（案）について

令和元年度 学校基本調査による学級数・児童・生徒数

(支援は支援学級で内数)

総計							1年		2年		3年		4年		5年		6年	
	学級	支援	男	女	児・生計	支援	学級	児・生	学級	児・生	学級	児・生	学級	児・生	学級	児・生	学級	児・生
中央小	9	2	102	105	207	6	1	29	2	47	1	34	1	35	1	32	1	30
城内小	25	4	369	339	708	25	4	113	4	108	4	145	3	110	3	117	3	115
浜小	8	2	101	92	193	5	1	28	1	30	1	32	1	30	1	36	1	37
朝陽小	20	5	260	246	506	32	3	90	2	73	2	73	2	76	3	105	3	89
東光小	24	7	262	270	532	38	3	76	3	90	2	78	3	98	3	90	3	100
旭小	22	5	291	284	575	26	3	96	3	91	3	90	2	79	3	113	3	106
太田小	15	3	194	179	373	14	2	65	2	60	2	73	2	51	2	64	2	60
天神山小	9	3	86	96	182	15	1	20	1	28	1	31	1	32	1	38	1	33
修斉小	8	1	110	105	215	3	1	34	1	27	1	39	1	32	2	48	1	35
東葛城小	7	1	25	27	52	2	1	7	1	10	1	4	1	10	1	11	1	10
春木小	17	4	215	214	429	20	2	71	2	72	2	73	2	64	3	84	2	65
大芝小	23	6	285	279	564	30	3	73	3	98	2	84	3	111	3	93	3	105
大宮小	23	5	277	281	558	32	3	89	3	94	3	105	3	92	3	96	3	82
城北小	17	4	243	212	455	21	3	87	2	69	2	61	2	78	2	77	2	83
新条小	20	5	243	254	497	33	3	94	3	83	2	72	2	64	2	77	3	107
八木北小	21	4	281	225	506	21	3	81	3	83	2	79	3	86	3	90	3	87
八木小	20	5	242	270	512	30	3	73	3	92	2	84	2	80	2	85	3	98
八木南小	22	8	245	260	505	40	3	82	2	70	2	79	2	82	3	112	2	80
光明小	28	6	366	361	727	31	4	113	4	122	3	118	4	144	3	106	4	124

【資料②】

常盤小	30	6	438	371	809	35	4	140	4	135	4	134	4	126	4	134	4	140
山直北小	30	11	356	346	702	77	4	112	3	113	3	124	3	113	3	122	3	118
城東小	11	4	108	104	212	22	2	40	1	37	1	28	1	34	1	39	1	34
山直南	9	3	112	90	202	18	1	33	1	30	1	36	1	34	1	40	1	29
山滝小	7	1	45	43	88	3	1	16	1	14	1	14	1	12	1	15	1	17
合計	425	105	5,256	5,053	10,309	579	59	1,662	55	1,676	48	1,690	50	1,673	54	1,824	54	1,784

総計							1年		2年		3年							
	学級	支援	男	女	児・生計	支援	学級	児・生	学級	児・生	学級	児・生						
岸城中	21	6	297	293	590	22	5	191	5	194	5	205						
光陽中	18	5	224	227	451	30	4	135	4	143	5	173						
野村中	12	3	148	156	304	17	3	90	3	111	3	103						
桜台中	20	2	323	329	652	10	6	221	6	216	6	215						
葛城中	8	2	97	115	212	9	2	77	2	69	2	66						
土生中	18	4	278	274	552	20	4	163	5	187	5	202						
久米田中	24	3	400	413	813	17	7	274	7	257	7	282						
山直中	22	7	299	252	551	44	5	178	5	195	5	178						
春木中	16	3	256	207	463	12	4	163	4	129	5	171						
北中	15	4	212	209	421	26	3	125	4	142	4	154						
山滝中	6	2	67	36	103	4	1	31	1	30	2	42						
合計	180	41	2,601	2,511	5,112	211	44	1,648	46	1,673	49	1,791						

※岸城中は夜間学級の生徒数、学級数を除く

児童生徒数推計表（R2～R7 年度）

【小学校】

校名	学級数	R2	学級数	R3	学級数	R4	学級数	R5	学級数	R6	学級数	R7
中央	7	209	7	198	7	186	7	181	6	158	6	152
城内	21	706	21	702	21	698	19	655	19	658	20	675
浜	6	181	6	176	6	173	6	158	6	149	6	138
朝陽	15	489	15	460	15	459	15	463	15	476	13	438
東光	17	516	16	518	16	502	17	504	18	489	18	491
旭	17	556	17	537	18	554	18	552	19	578	19	572
太田	13	390	13	394	12	412	12	409	13	427	14	435
天神山	6	172	6	153	6	143	6	132	6	127	6	124
修斉	7	207	6	191	6	183	6	161	6	156	6	136
東葛城	6	53	6	48	6	49	6	49	6	46	6	51
春木	14	430	12	411	13	422	13	407	12	392	12	377
大芝	18	554	16	528	15	479	14	448	13	414	13	397
大宮	19	591	19	584	18	589	18	580	18	577	18	584
城北	13	437	13	428	13	404	13	384	13	360	12	330
新条	15	480	16	501	17	512	18	519	17	528	15	501
八木北	17	494	17	481	16	483	16	483	16	482	14	468
八木	17	489	15	471	15	470	14	448	12	424	13	423
八木南	16	523	16	493	16	498	17	519	18	525	18	531
光明	22	724	21	719	20	674	21	661	21	646	20	615
常盤	24	796	24	785	24	774	24	765	22	719	21	679
山直北	22	694	21	693	21	690	20	651	20	648	20	635
城東	8	215	8	216	8	228	8	236	9	237	8	227
山直南	6	198	6	184	6	177	6	170	6	155	6	143
山滝	6	79	6	77	6	75	6	71	6	64	6	55
合計	332	10,182	323	9,944	321	9,830	320	9,601	317	9,433	310	9,176

【中学校】

校名	学級数	R2	学級数	R3	学級数	R4	学級数	R5	学級数	R6	学級数	R7
岸城	15	576	15	573	15	566	16	587	16	587	16	577
光陽	12	408	12	399	12	401	12	404	12	403	11	385
野村	9	295	9	294	9	287	9	276	9	247	9	260
桜台	19	683	19	691	20	721	19	710	19	725	18	710
葛城	6	215	7	232	7	221	7	220	6	191	6	180
土生	14	504	14	481	12	438	12	435	11	411	12	440
久米田	21	781	21	795	20	755	19	734	18	695	18	684
山直	14	528	14	501	13	475	13	478	12	463	12	467
春木	13	450	14	486	14	486	14	474	13	467	12	438
北	13	447	13	451	13	461	12	407	12	405	13	441
山滝	3	91	3	94	3	91	3	89	3	84	3	86
合計	139	4,978	141	4,997	138	4,902	136	4,814	131	4,678	130	4,668